

令和6年第3回安城市議会定例会提出議案

令和6年8月20日

認定		
令和5年度決算	9	本
議案		
条例改正	9	本
補正予算	1	本
その他議案	1	本
報告		
専決処分	3	本
継続費の精算	1	本
同意	1	本
合計	25	本

【初日－24本】

認定

- 令和5年度決算について
 - 一般会計歳入歳出
 - 特別会計歳入歳出（6会計）
 - 企業会計（2会計）

条例の改正について

- 安城市附属機関の設置に関する条例及び安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正
- 安城市職員の給与に関する条例の一部改正
- 安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
- 安城市遺児手当支給条例の一部改正
- 安城市国民健康保険条例の一部改正
- 安城市手数料条例の一部改正
- 安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
- 安城市公共下水道条例の一部改正

令和6年度補正予算について

- 一般会計

その他議案について

- 令和5年度安城市水道事業剰余金の処分について

報告

- 専決処分について
 - 業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解
 - 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解
 - 施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解
- 継続費の精算について
 - 一般会計

【最終日－1本】

同意

- 教育委員会委員の任命について

令和6年第3回安城市議会定例会付議案件

6. 8. 20

仮番	内 容	
1	議案番号	認定第 号
	議案名	令和5年度安城市一般会計歳入歳出決算について
	摘要	資料別添
2 7	議案番号	認定第 号 ～ 認定第 号
	議案名	令和5年度安城市特別会計歳入歳出決算について
	摘要	次の6会計 国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療 資料別添
8 9	議案番号	認定第 号 ・ 認定第 号
	議案名	令和5年度安城市企業会計決算について
	摘要	次の2会計 水道事業 下水道事業 資料別添

仮番	内 容	
12	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>一定の災害対応業務に従事した職員を災害応急業務等手当の支給の対象とするもの</p> <p>災害応急業務等手当（日額300円）の支給の対象とする者に、大規模な災害等の発生時に行う災害の調査、応急対策、復旧又は復興、被災者の生活支援その他の災害対応に係る業務であって、市長が定めるものに従事した職員を加える。</p> <p>（施行日） 公布の日（令和6年1月1日から適用）</p>
13	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>生活保護法の改正を踏まえた事務の変更に伴うもの</p> <p>生活保護法に準じて生活に困窮する外国人に支給する給付金の名称を変更する。 別表第1の9の項中「進学準備給付金」→「進学・就職準備給付金」</p> <p>（施行日） 公布の日</p>

仮番	内 容	
14	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>児童扶養手当法施行令の改正に伴うもの</p> <p>引用する児童扶養手当法施行令の規定を変更する。 第7条中「第2条の4第2項の表に規定する」→「第2条の4第2項第1号イ又はロに定める」</p> <p>(施行日) 令和6年11月1日</p>
15	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>国民健康保険法の改正に伴うもの</p> <p>1 引用する国民健康保険法の条項名を変更する。 第11条中「第9項」→「第5項」 ※第9項とは第9条第9項、第5項とは第9条第5項のこと。</p> <p>2 被保険者証の返還に係る罰則の規定を削除する。</p> <p>(施行日) 令和6年12月2日</p>

仮番	内 容	
16	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>建築基準法の改正に伴うもの</p> <p>引用する建築基準法の条項名を変更する。 別表第2及び別表第3中「第18条第16項」→「第18条第20項」 別表第4中「第18条第19項」→「第18条第28項」</p> <p>(施行日) 規則で定める日</p>

仮番	内 容																								
17	議 案 番 号	第 号議案																							
	議 案 名	安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について																							
	西三河都市計画北山崎地区工業団地地区計画の決定に伴うもの																								
	1 西三河都市計画北山崎地区工業団地地区計画において地区整備計画が定められた区域内における建築物の制限を、次のとおり設ける。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 510 483 577" rowspan="2">制限区分</th> <th colspan="2" data-bbox="483 510 1396 544">制限内容</th> </tr> <tr> <th data-bbox="483 544 938 589">A地区</th> <th data-bbox="938 544 1396 589">B地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 589 483 880">建築してはならない建築物</td> <td colspan="2" data-bbox="483 589 1396 880"> 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 製造業に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造又は消防法第2条第7項に規定する危険物の製造を営む工場 イ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号に掲げる建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 880 483 958">容積率の最高限度</td> <td colspan="2" data-bbox="483 880 1396 958" style="text-align: center;">10分の20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 958 483 1037">建蔽率の最高限度</td> <td colspan="2" data-bbox="483 958 1396 1037" style="text-align: center;">10分の6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1037 483 1149">建築物の敷地面積の最低限度</td> <td data-bbox="483 1037 938 1149">9,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）</td> <td data-bbox="938 1037 1396 1149">3,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1149 483 1776">壁面の位置の制限</td> <td data-bbox="483 1149 938 1776"> 壁面から、道路境界線までの距離は10メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は5メートル以上でなければならない。ただし、道路境界線から10メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から5メートル未満の距離にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれにも該当するものの壁面を除く。 (1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類するものであること。 (2) 軒の高さが3メートル以下であること。 (3) 床面積が15平方メートル以内であること。 </td> <td data-bbox="938 1149 1396 1776"> 壁面から、道路境界線までの距離は5メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は4メートル以上でなければならない。ただし、道路境界線から5メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4メートル未満の距離にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれにも該当するものの壁面を除く。 (1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類するものであること。 (2) 軒の高さが3メートル以下であること。 (3) 床面積が15平方メートル以内であること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1776 483 2123">垣又は柵の構造の制限</td> <td data-bbox="483 1776 938 2123">道路境界線から10メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から5メートル未満の距離に設置する垣又は柵は、生垣、透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5メートル以下のものに限る。）としなければならない。</td> <td data-bbox="938 1776 1396 2123">道路境界線から5メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4メートル未満の距離に設置する垣又は柵は、生垣、透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5メートル以下のものに限る。）としなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>		制限区分	制限内容		A地区	B地区	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 製造業に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造又は消防法第2条第7項に規定する危険物の製造を営む工場 イ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号に掲げる建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設		容積率の最高限度	10分の20		建蔽率の最高限度	10分の6		建築物の敷地面積の最低限度	9,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）	3,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）	壁面の位置の制限	壁面から、道路境界線までの距離は10メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は5メートル以上でなければならない。ただし、道路境界線から10メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から5メートル未満の距離にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれにも該当するものの壁面を除く。 (1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類するものであること。 (2) 軒の高さが3メートル以下であること。 (3) 床面積が15平方メートル以内であること。	壁面から、道路境界線までの距離は5メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は4メートル以上でなければならない。ただし、道路境界線から5メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4メートル未満の距離にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれにも該当するものの壁面を除く。 (1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類するものであること。 (2) 軒の高さが3メートル以下であること。 (3) 床面積が15平方メートル以内であること。	垣又は柵の構造の制限	道路境界線から10メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から5メートル未満の距離に設置する垣又は柵は、生垣、透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5メートル以下のものに限る。）としなければならない。	道路境界線から5メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4メートル未満の距離に設置する垣又は柵は、生垣、透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5メートル以下のものに限る。）としなければならない。
制限区分	制限内容																								
	A地区	B地区																							
建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 製造業に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造又は消防法第2条第7項に規定する危険物の製造を営む工場 イ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号に掲げる建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設																								
容積率の最高限度	10分の20																								
建蔽率の最高限度	10分の6																								
建築物の敷地面積の最低限度	9,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）	3,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）																							
壁面の位置の制限	壁面から、道路境界線までの距離は10メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は5メートル以上でなければならない。ただし、道路境界線から10メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から5メートル未満の距離にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれにも該当するものの壁面を除く。 (1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類するものであること。 (2) 軒の高さが3メートル以下であること。 (3) 床面積が15平方メートル以内であること。	壁面から、道路境界線までの距離は5メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は4メートル以上でなければならない。ただし、道路境界線から5メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4メートル未満の距離にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれにも該当するものの壁面を除く。 (1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類するものであること。 (2) 軒の高さが3メートル以下であること。 (3) 床面積が15平方メートル以内であること。																							
垣又は柵の構造の制限	道路境界線から10メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から5メートル未満の距離に設置する垣又は柵は、生垣、透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5メートル以下のものに限る。）としなければならない。	道路境界線から5メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4メートル未満の距離に設置する垣又は柵は、生垣、透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5メートル以下のものに限る。）としなければならない。																							
摘																									
要																									

摘
要

2 1の制限に違反した建築物の建築主を20万円以下の罰金に処する。
※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、違反をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を科す。

(施行日)

西三河都市計画北山崎地区工業団地地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日

18

議案番号

第 号議案

議案名

安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

摘
要

下水道の基本使用料を改定し、下水道サービスの安定的な提供を継続するもの

基本使用料（1月当たり）の改定

450円→700円

※農業集落排水処理施設の使用料の額は、公共下水道の使用料の額を準用しており、同時に改定される。

(施行日)

令和7年4月1日

仮番	内 容																			
19	議 案 番 号	第 号議案																		
	議 案 名	令和6年度安城市一般会計補正予算（第3号）について																		
	摘 要	資料別添																		
20	議 案 番 号	第 号議案																		
	議 案 名	令和5年度安城市水道事業剰余金の処分について																		
	摘 要	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>未処分利益剰余金</td> <td>929,212,665 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>処分額</td> <td>588,366,959 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 減債積立金</td> <td>55,284,792 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 建設改良積立金</td> <td>100,000,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 組入資本金</td> <td>433,082,167 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>繰越利益剰余金</td> <td>340,845,706 円</td> </tr> </table>		1	未処分利益剰余金	929,212,665 円	2	処分額	588,366,959 円		(1) 減債積立金	55,284,792 円		(2) 建設改良積立金	100,000,000 円		(3) 組入資本金	433,082,167 円	3	繰越利益剰余金
1	未処分利益剰余金	929,212,665 円																		
2	処分額	588,366,959 円																		
	(1) 減債積立金	55,284,792 円																		
	(2) 建設改良積立金	100,000,000 円																		
	(3) 組入資本金	433,082,167 円																		
3	繰越利益剰余金	340,845,706 円																		

仮番	内 容	
21	議 案 番 号	報 告 第 号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 143,561円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 令和6年4月22日 午前9時20分頃</p> <p>(2) 発生場所 安城市城南町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の安城南中学校において、作業中の草刈機の刃に弾き飛ばされた石が、隣接する市道を走行中の相手方車両に当たったもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 左前部の窓ガラス及びドアの損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 令和6年6月27日</p>
22	議 案 番 号	報 告 第 号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 69,300円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 令和6年3月8日 午後1時50分頃</p> <p>(2) 発生場所 安城市新田町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が相手方が管理するごみステーションに不法に投棄された廃棄物を回収するため、当該ごみステーションに隣接する敷地に駐車しようとして後ろ向きに進んだところ、当該ごみステーションの塀に接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 塀の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 令和6年7月16日</p>

仮番	内 容	
25	議 案 番 号	同 意 第 号
	議 案 名	教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
	摘 要	<p>委員 深津敦司の任期満了（令和6年9月30日）に伴う後任の選任</p> <p>教育委員会委員</p> <p>任期 4年</p> <p>定数 4人</p> <p>要件 安城市長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの</p>